

第 3 章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的視点

国際連合での決議、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法及び宮崎県男女共同参画推進条例を踏まえ、男女共同参画社会づくりに向けて次の2つを基本的視点とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会のあらゆる分野への男女の共同参画

2 計画の基本目標

基本的視点のもと、次の3つを基本目標とします。

- (1) 男女共同参画社会の形成を推進する基盤づくり
- (2) 男女の多様な生き方を可能にする環境の整備
- (3) 女性の人権への配慮

3 計画がめざす男女共同参画社会のすがた

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

ここでは、私たちが目標とする男女共同参画社会とは具体的にどのような社会なのか、家庭や学校、職場などを例に、そのイメージを考えてみました。

【家庭では】 掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。

一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、高額商品の購入や家族問題に関する意思決定も家族全員で行っています。

子育てについても、子どもの自主性と個性を大切に育てる方により、多様な生き方を可能にします。

【学校では】 主体的に学び、考え、行動する子どもを育てる教育が行われています。

発達段階に応じた授業や様々な活動を通して、男女がお互いを尊重する意識が育まれています。

育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等に応じた体験学習を通じて、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。

【職場では】 募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆるステージで、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。家庭生活・地域活動と仕事とのバランスがとれた労働環境が整い、女性も男性も共にゆとりをもっていきいきと働いています。

【地域社会では】

固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりにとらわれず、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。地域の意思決定の場へ、男性だけでなく女性も数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

性別や世代を超えた交流を通して、地域社会の一員としての連帯感やボランティア意識の高揚が図られ、明るく住みよい地域づくりが進められています。

4 計画の推進主体

(1) 行政の役割

県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を推進していきます。

一方、住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、国や県の計画を勘案して地域の実状に応じた市町村男女共同参画計画を策定・改定し、その計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

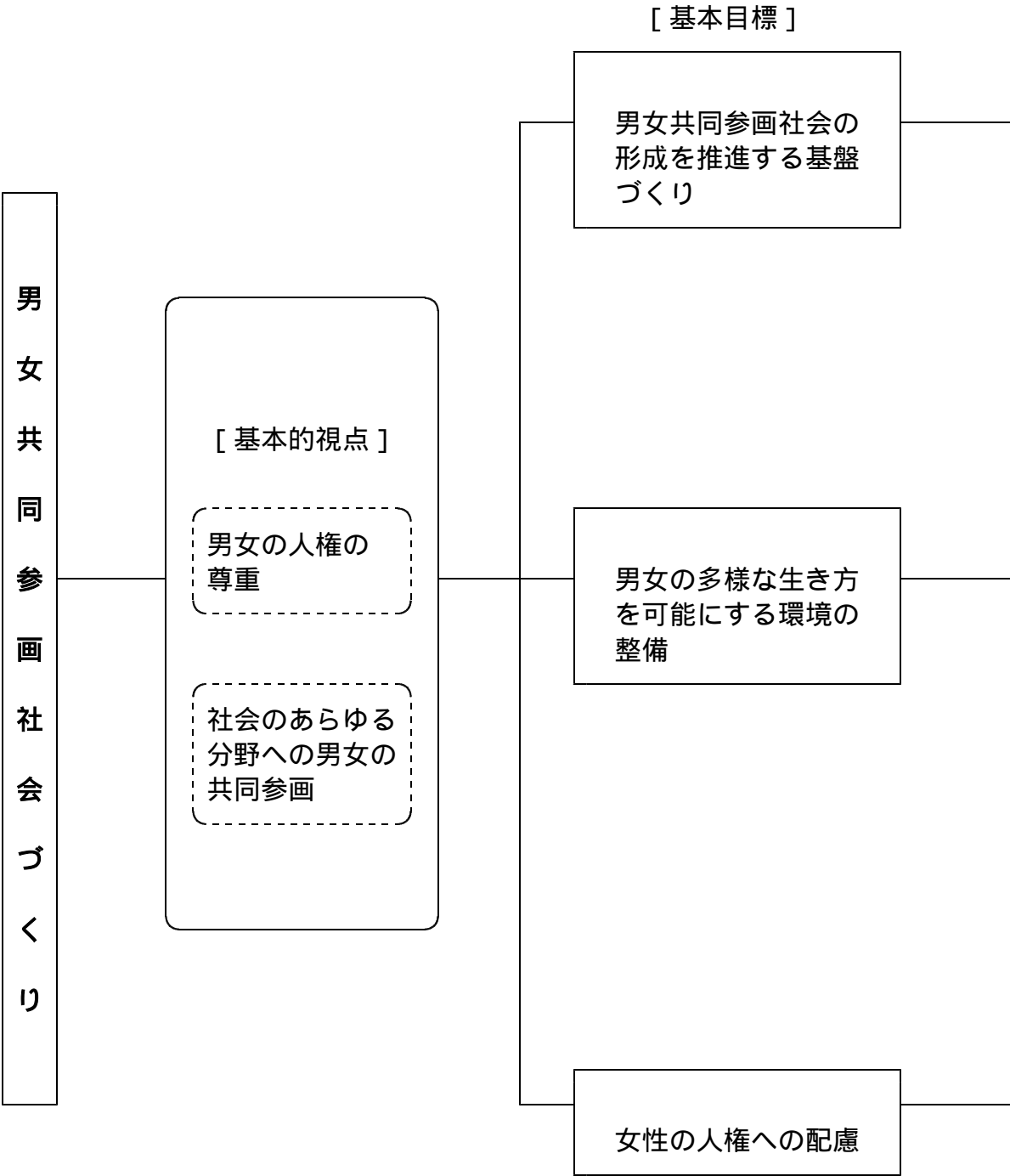
(2) 企業や団体に期待される役割

企業や団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を活かした取り組みが求められています。

(3) 県民に期待される役割

家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる分野で、様々な立場から互いに責任を担い、協力するよう努めることが求められています。具体的には、例えば、一人ひとりが性別による差別的取扱いを行わないよう心がけたり、家庭において男女が互いに協力しあうことが考えられます。

5 計画の体系



[重点目標]

[施策の基本的方向]

